

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年3月7日(月) 午後3時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名

委 員	溝 尾 妙 子
委 員	三 上 ゆ み

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	名 越 伸 明
学校教育課学校教育係長	深 田 耕 介
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時00分 着 席

(令和4年3月7日(月) 午後3時00分から午後4時06分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 5 件、協議・報告 1 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 1 2 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 1 2 号 令和 3 年度末教職員人事異動の内申について

黒川課長 (田中課長、名越課長、真壁係長が退席した後、令和 3 年度末教職員人事異動の内申について資料に基づき非公開で審議をおこない、承認となる。)

正村教育長 次に、「議第 1 3 号」の説明をお願いします。

議第 1 3 号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第 1 3 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。No 1 の方は、小さい頃からバレーボール少年団に所属しており、中学校でも引き続きバレーボールをやりたいが、指定校である中学校にはバレーボール部が無いので、バレーボール部がある変更後の中学校への入学を希望されています。中学校 3 年間ということになります。No 2 の方は、学年途中で別の小学校区に転居されましたが、年度末まで引き続き現小学校への通学を希望されています。以上、2 件の申請について、ご審議をお願いいたします。

正村教育長 1件目は、教育的な事情で3年間、2件目が、転居による場合で、1か月弱です。
委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第13号は承認とします。
次に「議第14号」の説明をお願いします。

議第14号 新見市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について

黒川課長 議第14号 新見市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これは、令和4年4月1日から、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されることにより、新見市奨学金条例施行規則で規定する関係様式を改正するものです。具体的には、大きく2つあります。まず、親権者の記入にあたっての注記の追加ということで、ページでいいますと、2ページの様式第1号の下欄に、注釈のところで、「同意欄には、申請人が未成年のとき記入する」という一文を入れたということです。外の様式3号、4号、5号、6号についても同様に注記がなされております。もう1つの大きな変更点は、押印義務見直しによるものでございまして、氏名欄の横に、本来でしたら、印を押していただくんですけども、押印の義務が無くなったということです。それぞれの様式に、印鑑をついていただく必要が無くなったということです。ご確認ください。

ご審議をお願いします。

小林部長 借入証書にも押印が必要無いということなんですね。

黒川課長 本人が自署しない場合は、押印が必要ですが、本人が自署すれば押印は必要ありません。

小林部長 1ページの成年の考え方でいうと、大学進学をしようするとき、奨学金を借り入れる場合は、生徒自身が申請すれば良いということですか。

黒川課長 はい、そうです。

正村教育長 高校3年生が自分で大学に向けて申し込みができるわけですね。

黒川課長	そうです。
正村教育長	委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。
松井職務代理者	この様式第4号奨学金借入証書と第5号奨学金借用証書は、何が違うのでしょうか。この第4条関係と第5条関係というのは、それぞれどういう関係なんですか。何か対象が違うのでしょうか。
正村教育長	今のご質問につきましては、係の者が来ますので、外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	担当が来ましたので、担当から違いを説明してください。
深田係長	それでは、説明をさせていただきます。様式第4号のタイトルは奨学金借入証書、様式第5号のタイトルは奨学金借用証書となっております。ほぼ同じ様式ですが、第4号については、貸し付けが決まった段階で提出していただくこととなります。様式第5号については、もうすべて貸し付けが終わった段階で、貸付額が確定しますので、借用証書を提出していただくこととなります。
小林部長	そうすると、様式第1号で申請をし、奨学金委員会の中で奨学金貸付を決定して決定通知を送ると、様式第4号を提出する、それから、実際にお金を支払った後、様式第5号で証書を作るという流れですね。
深田係長	そうです。
松井職務代理者	わかりました。私はこの4条と5条というのは、別々の案件かと思っ ていましたが、そうではなくて、同じ1人の人が借りる奨学金について、提出する時期が違うという解釈をすれば良いということですね。
小林部長	はい。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第14号は承認とします。
次に「議第15号」の説明をお願いします。

議第15号 新見市文化財保存活用地域計画策定協議会規則の制定について

名越課長

議第15号 新見市文化財保存活用地域計画策定協議会規則の制定について説明させていただきます。文化財保存活用地域計画につきましては、各市町村における文化財の保存、活用に関する目標や取り組みについて定めるもので、本市の将来的な文化財におきますビジョンや具体的な事業を設定することで、今後目指すべき方向性を示す計画です。本市では、令和4年度から3年間をかけて、住民アンケートや市内の文化財、これは指定未指定を問わず調査をおこない、その成果を取りまとめて、リスト作成、データベース化の作業をおこない、先ほど申し上げました計画に反映をさせていきたいと考えています。この計画を策定するにあたって、保存や利活用の方法等について、様々な方々からの意見を反映させるため、協議会設置が必要となり、このたび、協議会を設立するための規則を制定するものであります。具体的には、1ページ、2ページをご覧くださいと思います。組織につきましては、利活用という観点がございますので、20名以内で文化財にかかわらず、様々なジャンルの方から選出することを想定しております。詳細につきましては、ご覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

協議会規則の制定とその内容について、異議があるわけではありませんが、2つお伺いしたいことがあります。事前に送っていただきましたので、文化財保護法を検索して見てみましたが、この地域計画策定協議会の設置について定められたのは、そんなに新しいことではないですね。法については、結構前からあって、それがこの時期に改めて、本市で、地域計画策定協議会の設置とその規則を定めようとされた動機というのは何かということが1つです。それからもう1つは、既存の組織として文化財保護審議会があり、昨年、5、6名の方に委嘱するというのをこの会議で承認したと思いますが、文化財保護審議会と地域計画策定協議会との関連があるのかどうか、あるいはその文化財保護審議会のメンバーがこの中にある、例えば第3条の(2)で文化財保護に関し識見を有する者とあるところに、審議会の方々が充てられるような方法になっているのかどうか、保護審議会との関連についてお伺いしたいと思いました。もし、保護審議会の権能を新しく設置する地域計画策定協議会でカバーできるのであれば、2つの組織をそのまま残す必要はないのではないかと思います。

から、文化財保護審議会は、取り消しといったような形でスリム化できるなら、そちらの方がいいのかなというような気もしたものですから、それでお伺いしたいと思いました。

名越課長

なぜこの時期に計画策定かということですが、これは平成30年度に文化財保護法が改定になり、この文化財保存活用地域計画等が制度化されたことを受けて、本市でも準備をして、令和4年度から着手をするということになりまして、予算要求をおこない、3年をかけて実施する予定としております。もう1点、お聞きになられました文化財保護審議会との関わりですが、この文化財の計画につきましては、利活用の部分を考えていかなければいけないということで、観光に関する団体、商工業に関する団体等多様な方を委員として、この計画を練っていくということでありまして、それから、これは3年間の時限的な協議会ということになりますので、もちろん審議会の方にはここに参加をいただいて、その識見の部分でのご発言というのは想定をしておりますが、それ以外の部分についても、ここでいろんな角度から練っていくためにということをして現在想定しております。

松井職務代理者

最初の質問については、法律ができてからここまで準備の期間があって、この令和4年のタイミングで出てきたということと、この地域協議会というのは、3年限度で置かれるもので恒久的なものではないということですか。

名越課長

はい。計画策定のための協議会です。

松井職務代理者

了解しました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第15号は承認とします。
次に「報第1号」の説明をお願いします。

報第1号 令和4年度以降の成人式のあり方について

名越課長

報第1号 令和4年度以降の成人式のあり方についてご報告します。次の令和4年度以降の成人式のあり方についてをご覧いただければと思います。先ほど学校教育課長からもありましたが、本年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、本市で開催している成人式の対象年齢について、方針を示す必要があり、協議をおこ

なって参りました。協議には、社会教育委員会及び成人式実行委員会等へ意見聴取をおこない、教育部、その後市長副市長協議を経て方針を決定したところですが、本市の方針といたしましては、真ん中あたりに囲っておりますが、対象年齢は従来どおり満20歳とし、成人式の名称につきましては、成年年齢が引き下げられるということになりますので、仮ですが20歳の集いという名前でおこなってはどうかということで、次年度以降の実行委員会で決定したいと考えております。実施の方式につきましては、従来どおり実行委員会の形式でおこなうこととし、開催時期につきましても、協議を経て、例年どおり1月2日に決定したいと考えております。方針の理由につきましては4点目に書いてあります、黒い点が3つ付いていますが、18歳での成人式実施は参加者の多くが受験や就職の準備といった人生の選択を迫られる重要かつ多忙な時期と重複しているため、落ち着いた環境のもと成人したことを祝うことが難しく、なおかつ家族への経済的負担も懸念されるということ、それから、20歳は、飲酒や喫煙など、年齢制限がなくなり、本来の成年としての区切りの年齢であることや、20歳を成人とする社会的な風潮があるということ、それから最後に、いろいろ調査をしたところ全国的にも県内市町村でも、対象年齢20歳で成人式典を開催することが多かったためということで、従来どおり、20歳の集いということを実施したいと考えております。1番下の方針の決定過程ということで、9月から時系列で記載しており、4月以降に公表したいと考えております。以上でございます。

正村教育長

本市の方針の(2)の名称は仮称で良いですが、「成人式実行委員会」の「成人式」はいますか。「実行委員会にて決定する」の方が良いのではないのでしょうか。その下の開催時期のところも「成人式」はいらぬのではないのでしょうか。

名越課長

すみません。成人式を削除してください。

正村教育長

方針の決定過程にありますように、この教育委員会で方針の報告をさせていただいて、4月以降に公表ということにしたいと思っております。委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

この書面の方針について反対があるわけではないんですけれども、今、教育長がおっしゃられた、この「成人式実行委員会」の「成人式」を取るのには、ここの方針からすれば、自然な流れだと思いますが、今までの成人式及び成人式実行委員会というのは、文書とかそういうもので定められているんですか。

名越課長

特に規定したものはありません。

松井職務代理者	何か成人式という名称やそれは成人式実行委員会でおこなうとかというような規則のようなものがきちんと定められていて、その中にこういう名称があるなら、これは残さないといけないのではないかなと思いました。特に無いのであれば、教育長がおっしゃられたとおりで、それが自然な流れだと思います。
正村教育長	外にありますでしょうか。
小林部長	こうなったときに式典的色合いは薄れて、式典では無くなっていくんですよね。
名越課長	そうです。
小林部長	式典は18歳でしてあげなければいけないですから、そこがどういう形になるか難しいです。
名越課長	そこも踏まえまして、来年度、やり方について検討していきたいと思います。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、報第1号は承認とします。 以上で議事を終了します。
7 閉 会 正村教育長	3月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後4時06分)